



食品Eに含まれる化合物Pに、血圧降下作用があることを発見しました。この発見に基づいた何らかの発明について、特許権を取得したいと考えています。しかし、食品Eの組成や、食品Eに化合物Pが含まれることは公知です。特許出願しても、発明の新規性を否定され、特許権を取得できる見込みが全くないと考えるべきでしょうか。

(大阪府 Y. N)



1. 用途発明

物として公知でも、公知の用途と異なる用途である場合、用途発明に該当し、新規性が認められる可能性があります。用途発明は、(i) ある物の未知の属性を発見し、(ii) この属性により、その物が新たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明です。請求項において用途限定を付した物の発明は、(i) および (ii) の要件を満たす場合に、用途発明に該当し、用途限定が発明を特定する構成要件として認められます。

2. 審査基準の改訂の経緯

平成28年3月までは、食品の用途限定が、発明を特定する構成要件として認められていなかったため、公知の食品の新たな属性を発見しても、当該食品に用途限定を付した発明は、新規性を否定されました。また、食品摂取により食品の機能性(例えば血圧降下作用等の生体調節機能)を発揮する方法の発明として出願すれば、多くの場合、人間を治療する方法であるとして、産業上の利用可能性を否定され拒絶されました。しかし近年、健康食品

の市場規模が拡大し、食品の機能性に関する発明の保護が要望されたので、平成28年4月に審査基準が改訂され、食品の用途発明が認められることとなりました。

3. 食品の用途発明

改訂後の審査基準では、用途発明の例として、請求項1で「成分Aを有効成分とする二日酔い防止用食品組成物」を、請求項1に従属する下位請求項で、食品組成物の下位概念としてヨーグルトを記載したものが挙げられています。この例では、「二日酔い防止用」の用途が(i) および(ii) の要件を満たす場合に、この用途限定が食品組成物やヨーグルトを特定する構成要件として認められています。

4. 用途発明と解されない物の類型

一方、審査基準には、用途発明の考え方が適用されない物の類型として、用途限定が付された化合物、微生物、動物および植物が挙げられています。

5. ご質問のケース

このため、「血圧降下用の化合物P」の発明については、用途発明と解され

ず、新規性を否定されます。

これに対して、例えば「化合物Pを含む血圧降下用の食品E」の発明については、食品Eおよび化合物Pの血圧降下作用が未知の属性である場合は(i) の要件を満たし、かつ、食品Eおよび化合物Pにおいて「血圧降下」用途と区別できない用途(例えば「血管拡張」)や作用が公知でない場合は、(ii) の要件を満たし、食品の用途発明に該当して新規性が認められると考えられます。このため、「化合物Pを含む血圧降下用の食品E」の発明の特許出願をご検討ください。

この出願では、用途発明と認定されるために、食品Eの概念に微生物、動物または植物が含まれないと認識できるように、明細書等を記載します。また、実施可能要件やサポート要件を満たすために、当業者が食品Eや化合物Pに血圧降下作用があると認識できるように、具体的な試験方法や試験データを、再現可能な程度に出願時の特許明細書等に記載しておくことが望ましいでしょう。

用途発明に該当するか否かは、ケース・バイ・ケースですので、ぜひ弁理士にご相談ください。